

キョー生体認証 I C カード規定

(令和 1 年 9 月 1 日現在)

1. (規定の適用範囲等)

- (1) この規定は、生体認証 I C カード(従来のキャッシュカードに I C チップを搭載したカードのうち生体認証情報を登録できるカードをいいます。)を利用するにあたり適用される事項を定めるものです。
- (2) この規定に定めがない事項については、当行のカード規定および I C カード規定を適用します。
- (3) 本規定において、生体認証情報の登録を行った生体認証 I C カードを「登録済生体認証 I C カード」といいます。また、生体認証 I C カードに搭載された I C チップ内に格納された情報を利用可能な「支払機」および「振込機」のことを「生体認証対応自動機」といいます。

2. (生体認証の対象預金)

- (1) 生体認証の対象とすることができる預金口座の種類は次のとおりです。
生体認証 I C カードの発行口座となる普通預金口座(総合口座取引の普通預金口座を含みます。)、決済用普通預金口座(総合口座取引の決済用普通預金口座を含みます。)、貯蓄預金口座、個人のお取引の当座預金口座。
- (2) 生体認証の利用にあたっては、あらかじめ生体認証 I C カードの申込が必要です。

3. (生体認証の定義)

- (1) 生体認証とは、当行との間の銀行取引において、預金者本人であることの確認手段の一つとして用いる認証方式で、生体認証機能を搭載した I C カード(以下、「生体認証 I C カード」といいます。)上の I C チップに当行所定の機器、操作および手続きにより預金者の生体認証情報を登録し、これを当行所定の機器により当該預金者の生体認証情報と照合することにより認証を行うものをいいます。なお、生体認証情報は、I C カード上の I C チップ内のみに保管し、当行は情報を保有しません。
- (2) 生体認証情報として生体認証 I C カードに指静脈情報を登録します。

4. (生体認証情報の登録)

- (1) 生体認証情報の登録は、当行本支店における当行所定の窓口にて取扱います。本人が生体認証 I C カードを持って当行所定の窓口で、当行所定の書面による申込を行ってください。
- (2) 前項の申込を受けた場合、当行は申込内容を確認して、当行所定の機器により生体認証 I C カード上の I C チップに生体認証情報を登録します。
- (3) 生体認証情報登録に当たっては、当行所定の本人確認を行わせていただきます。十分な本人確認ができない場合には、当行は生体認証情報の登録をお断りすることがあります。

5. (生体認証情報の利用範囲)

登録済生体認証 I C カードを、生体認証対応自動機を使用して、預金の払戻しその他当行所定の取引(以下「払戻し等」といいます。)をする場合には、生体認証情報による本人確認を行います。

6. (暗証・生体認証情報の照合等)

- (1) 登録済生体認証 I C カードが当行の生体認証対応自動機で使用された場合には、当行は、生体認証情報について当行所定の機器によって同一性が認定され、かつ、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。
- (2) 未登録生体認証 I C カードが当行の生体認証対応自動機で使用された場合には、当行は、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。
- (3) 登録済生体認証 I C カードまたは未登録生体認証 I C カードが、当行の生体認証非対応自動機で使用された場合には、当行は、当行が本人に交付したカードであること、および入力された暗証と届出の暗証が一致していることを当行所定の方法により確認のうえ、払戻し等を行います。

7. (生体認証情報の変更登録)

生体認証情報の登録変更を行う場合には、当行の窓口にて、当行所定の書類を提出してください。当行は、本人確認を行う等、所定の手続きをした後に登録の変更を行います。

8. (代理人による生体認証 I Cカードの利用)

- (1) 代理人(1名に限ります。)による預金の預入れ・払戻しおよび振込の依頼をする場合には、本人から代理人の氏名、暗証を届出てください。この場合、当行は代理人のための生体認証 I Cカードを発行します。
- (2) 代理人の生体認証 I Cカードの利用についても、この規定を適用します。なお、第4条に定める生体情報の登録は、代理人の同意を得て、本人から申し込んでください。

9. (生体認証装置の障害時の取扱い)

生体認証を行う当行所定の機器に障害が生じた場合、登録済生体認証 I Cカードを使用していても、生体情報照合は行わず I Cカード規定第2条により取扱います。

10. (カード発行手数料)

生体認証 I Cカードの発行(再発行)にあたっては、当行所定のカード発行手数料をいただきます。

11. (生体認証 I Cカードの解約等)

次の場合、生体認証 I Cカードは解約となります。この場合には、生体認証 I Cカードを当店に返却してください。

- ①本人から、生体認証 I Cカードの解約の申し出があった場合
- ②本人から、生体認証情報の削除の申し出があった場合
- ③当行普通預金規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定または、当座勘定規定により預金口座が解約となった場合

12. (キャッシュカードまたは I Cカードから生体認証 I Cカードに切替される場合のご注意)

キャッシュカードまたは I Cカードから生体認証 I Cカードへ切替発行し、生体認証 I Cカードにて払戻し等を行った場合、切替前のカードは使用できなくなります。生体認証情報登録に来店する時に、切替前のカードを持参ください。

13. (デビットカード取引におけるご注意)

生体認証 I Cカードを使用してデビットカード取引を利用する場合、生体認証による本人確認は行われません。

14. (規定の変更)

- (1) この規定は、法令の変更、社会情勢・金融情勢の変更、その他、当行が相当の事由があると認められる場合には、店頭表示、ホームページでの告知その他の相当の方法で公表することにより、変更することができるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

【個人情報保護法関連条項】

生体認証 I Cカードの申込者および申込者の代理人は、当行が次の目的のために I Cカード上の I Cチップに自己の指静脈情報を登録・保管することに同意します。

- (1) 指静脈情報は、当行所定の機器により、申込者またはその代理人の指静脈情報と I Cチップに登録・保管した指静脈情報を照合することにより、当行との間の銀行取引について当行が預金者本人またはその代理人であることの確認手段の一つとして使用します。
- (2) 指静脈情報を利用する当行との間の銀行取引については、原則として次に定めるところによります。
 - ①登録済 I Cカードにより、当行の生体認証対応自動機を使用して、払戻し等をする場合
 - ②その他、当行が必要と認めた場合(ただし、銀行法施行規則等により、適切な業務運営その他の必要と認められる場合に限ります。)

以 上